

## 第2節 消防通信指令体制

消防指令システムによる情報の一元化を図るとともに、迅速、的確な情報収集及び消防隊等に対する指令、指示、連絡その他必要な情報の受伝達を行うものとする。

### 1 災害通信の取扱い

災害通信の取扱いについては、逗子市消防専用無線設備取扱要綱（平成28年逗子市消防本部訓令第3号）によるほか、次のとおりとする。

#### (1) 災害通報の受信

ア 災害通報の受信は、災害の種別、場所、規模、程度その他必要な事項を聴取しなければならない。

イ 覚知区分は、次のとおりとする。

##### (ア) 消防通報専用電話

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、総務大臣が定めた局番なしの「119」番で災害を覚知したもの。

##### (イ) 加入電話

消防機関がN T T等と契約を締結して設置した加入電話により災害を覚知したもの。

##### (ウ) 警察電話

消防機関が警察機関との間に設けた専用回線により、災害を覚知したもの。

##### (エ) 駆け付け通報

発見者等が直接消防機関に駆け付けて災害を覚知したもの。

##### (オ) 自己覚知

消防職員が署所等において災害を発見したもの。

##### (カ) 事後聞知

当該火災が鎮火した後、消防機関が覚知したもの。

##### (キ) その他

上記以外の方法により発見又は覚知したもの。

#### (2) 覚知後の措置

通信取扱者は、災害通報を受信したときは、迅速かつ的確に出場指令を行わなければならない。

### 2 部隊編成上の原則

(1) 署所内で繰上げができる場合、署所内の部隊を繰り上げる。

(2) 署所内で繰上げができない場合、東方面区域は北分署、小坪分署の順番とし、東方面区域以外は、本署、他の分署の順位で繰り上げる。

(3) 林野火災、その他の火災、即時火災及び応援火災以外の火災指令時は、救急隊を同時編成する。

(4) 林野火災、その他の火災及び応援火災以外の火災指令時は、救助隊を同時編成する。

(5) 災害地点が横浜横須賀道路、逗葉新道、湘南道路、逗子湾又は広域断水時の火災指令時は、逗子水槽1を優先に編成する。

(6) 車両、船舶、航空機、危険物、R Iによる火災指令時及び危険物、R Iによる災害指令時は、逗子水槽1を優先に編成する。

(7) 第1出場で逗子梯子1を必要とする火災指令時は、逗子1を同時編成する。

- (8) 通常災害時及び異常災害時の火災で救急隊を出場させる場合、北分署、本署の順番で編成する。
- (9) 災害地点が横浜横須賀道路の場合、原則として小坪分署消防隊は本署で待機する。
- (10) 横浜市、横須賀市及び葉山町への応援出場は本署、鎌倉市への応援出場のうち浄明寺1丁目～6丁目及び十二所（県道金沢鎌倉線以南）は北分署、その他の地区は小坪分署の部隊を編成する。
- (11) 池子住宅地区及び海軍補助施設への援助出場は、要請時に特殊車両の指定がない限り、北分署消防隊が出場する。
- (12) 受持区域の分団が出場できない場合は、災害地点に近い隣接分団を繰り上げる。

### 3 出場指令

#### (1) 出場指令の原則

出場指令は、消防指令システムによる自動選別方式とし、原則として災害通報の受信順に行うものとする。

#### (2) 出場指令の種類

種類	細分類	説明
火災	普通	2階建以下の建物又はその収容物で発生した火災
	高層	3階建以上の建物又はその収容物で発生した火災
	車両	原動機によって運行することができる車両及び被けん引車又はこれらの積載物で発生した火災
	船舶	船舶又はその積載物で発生した火災
	危険物	危険物施設又はそれに準ずる施設で発生した火災
	R I	放射性物質輸送車両で発生した火災
	即時通報	即時通報登録対象物で発生した火災
	林野	森林、原野又は牧野で発生した火災
	応援火災	他市町で発生した火災
	事後聞知	当該火災が鎮火した後、消防機関が覚知したもの
	その他	工作物、立木その他上記に該当しない対象物で発生した火災
救急		交通事故、急病等による傷病者を医療機関へ搬送する必要があるもの
P A 救急		救急全隊が出場中又は傷病者が心肺停止状態と予想される場合若しくは傷病者搬送に救急隊では困難と判断した場合等消防隊が連携出場するもの
救助		交通事故、水難事故、労働災害、自損行為その他の事故で人命救助活動を必要とするもの
災害	風水害	地震、台風、集中豪雨、崖崩れにより、応急復旧の必要があるもの
	危険排除	危険物の漏えい、流出により二次災害の防止を必要とするもの
	化学災害	可燃性ガス、毒性ガス等の漏えいにより二次災害の防止を必要とするもの
	R I	放射性物質輸送車両の事故により二次災害の防止を必要とするもの
	地震・津波	地震、津波による被害を軽減するための消防活動を必要とするもの
その他	高压線のリーク等上記以外の事故で二次災害の防止を必要とするもの	
調査		災害には至らないが、正常な市民生活に軽微ではあるが支障を来すと認められ、その現象を排除し、又は確認する必要があるもの

#### (3) 出場指令要領

種類	要領等	
火災	出場指令種別	1回
	場所	1回

	概要	1回
	例 「火災指令、普通火災、出場車両〇〇、場所〇〇 〇丁目〇番〇号 目標〇〇」	
救急	出場指令種別	1回
	場所	1回
	概要	1回
	例 「救急指令、急病、出場車両〇〇、場所〇〇 〇丁目〇番〇号 目標〇〇」	

#### 4 災害時の通信体制

##### (1) 通信体制の基本

ア 消防隊等の運用のための無線通信は、通信指令室を経由して行うことを原則とし、適切な通信体制の確立に努めるものとする。

イ 大規模な地震災害が発生したときは、有線電話の使用を制限する。

##### (2) 有線通信施設障害時の体制

有線通信施設（指令回線）に障害が生じたときは、各署所の消防無線（可搬型・卓上型無線機）を開局し、通信指令室からの呼出しにより実施する。

##### (3) 消防無線施設障害時の体制

基地局無線機に障害を生じたときは、屋上に仮設アンテナを設置し、可搬型無線機による運用に切り替える。

また、必要により高台に車載型無線機による中継局を配置し、各無線局との通信体制を確保する。

##### (4) 無線統制

通信長は、災害の状況により著しい混信のおそれがあると認めたときは、無線統制を実施するものとする。

ア 無線統制は、次の用語をもって発令（解除）する。

「ずししょうぼうから各局、〇時〇分、無線統制を発令（解除）する。」

イ 無線統制が発令されたときは、通信指令室からの呼出し局以外は、一切の送信を禁止する。

ただし、緊急かつ重大な事案に限り、「至急」と呼称後、送信することができる。

ウ 至急通信中の無線局以外の無線局は、当該通信を傍受することを原則とする。

##### (5) 消防通信の優先順位

ア 災害通報受付、災害発見報告及び災害覚知報告

イ 出場指令

ウ 急を要する災害現場通信

エ 配置転換指令

オ 通信障害等復旧のため急を要する通信

カ 出場、帰署報告及び救急収容報告

キ その他前記以外の報告

#### 5 災害信号

災害信号については、消防信号、水防信号、津波信号があり、それぞれ次のとおりである。

(1) 消防信号 消防法施行規則第34条のとおりとする。

(2) 水防信号 神奈川県水防信号規則（昭和24年県規則第78号）のとおりとする。

(3) 津波信号 予報警報標識規則（昭和57年気象庁告示第3号）のとおりとする。

## 6 通信管理

通信設備の配置、保管、点検、整備について適正に管理する必要に基づき、次により実施するものとする。

### (1) 消防総務課長の維持管理事項

- ア 消防無線の維持管理に関すること。
- イ 通信設備の配置場所、配置車両等の決定
- ウ 通信設備の新增設、変更、移設等の承認

### (2) 警備課長の管理事項

- ア 通信設備の適正運用及び保管
- イ 配置場所の指定を受けない通信設備の配置場所の決定
- ウ 適正な通信連絡の設定及び通信要領による通信の徹底

### (3) 点検及び整備

#### ア 交代時の点検

勤務交代時に通信設備の台数、外観構造の異常の有無及び通話試験等による機能の良否と電池量を確認し、災害出場に備えるものとする。

#### イ 使用後点検

使用取扱者により車載無線機や携帯無線機等を帰署後実施するもので、使用後の充電、付属品や物品類の亡失又は欠落の確認を行うものとする。

#### ウ 保守点検

年間計画により定期的実施するもので、通信設備の台数及び機能をはじめ付属品の数量、関係書類に至るまで行い、その結果を保守記録に記載する。

### (4) 事故報告

通信設備又は装備の事故は通信連絡体制に多大な影響があるため、警備課長から消防総務課長に報告するものとする。

- ア 他の通信設備に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。
- イ 通信設備を焼損又は亡失、盗難等が発生したとき。